

関係者各位

国土交通省が施行する松山広域都市計画道路一・四・一自動車専用松山外環状線及び松山広域都市計画道路三・二・三来住余戸線について、平成三十一年一月三十一日付け国土交通省告示第百十号及び第百十一号をもって、都市計画法の規定に基づく都市計画事業の事業変更の承認の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆さんに、次の事項の変更をお知らせします。

記

一 都市計画事業の事業変更の承認の告示があつた起業地

イ 収用の部分

平成二十一年国土交通省告示第千二百三十二号及び第千二百三十三号、平成二十三年国土交通省告示第千三百二十五号、平成二十九年国土交通省告示第八百一号及び第八百二号の事業地のうち北井門二丁目地内において事業地を変更する。

ロ 使用の部分

変更なし

(注)起業地を表示する図面は、松山市道路建設課でご覧いただけます。

九 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容を記載したパンフレット「補償等についてのお知らせ」を国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所用地第二課及び松山市道路建設課において配布いたします。

十 その他不明な点については、松山市土居田町七九七番地二所在の国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所用地第二課にご照会ください。

なお、二〇八について、変更はありません。

電話(〇八九)九七二一〇〇三七

国土交通省四国地方整備局

松山河川国道事務所